

第11回北斗市農業委員会総会議事録

令和5年1月26日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和5年1月26日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	欠席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について</p> <p>報告第 2 号 農地所有適格法人の設立について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による農用地の買入の要請について</p> <p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第 8 号 農地移動最適化あっせんの申出について</p> <p>議案第 9 号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第 10 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p> <p>議案第 11 号 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第 1 1 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 5 年 1 月 2 6 日 午後 1 時 4 分

- | | | |
|---------|---|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 農地所有適格法人の設立について | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第 1 号) |
| 日程第 6 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 2 号) |
| 日程第 7 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について | (議案第 3 号) |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による農用地の買入の要請について | (議案第 4 号) |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第 5 号) |
| 日程第 1 0 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第 6 号) |
| 日程第 1 1 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第 7 号) |
| 日程第 1 2 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第 8 号) |
| 日程第 1 3 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 9 号) |
| 日程第 1 4 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | (議案第 10 号) |
| 日程第 1 5 | 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について | (議案第 11 号) |

第 1 1 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 5 年 1 月 2 6 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	2 件
2	報告第 2 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
3	議案第 1 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	7 件
4	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
5	議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
6	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による 農用地の買入の要請について	会長	決定	1 件
7	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定 について	会長	決定	8 件
8	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（賃貸借）の決定につ いて	会長	決定	1 7 件
9	議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（使用貸借）の決定につ いて	会長	決定	2 件
1 0	議案第 8 号	農地移動最適化あっせんの申出について	会長	決定	1 件
1 1	議案第 9 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 2	議案第 10 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につ いて	会長	決定	1 件
1 3	議案第 11 号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意 見の聴取について	会長	決定	1 件

第11回北斗市農業委員会総会

(午後 1時 4分 開会)

(開会宣言)
和田会長

どうも皆さん、お疲れさまでございます。

26日ということで、大分、正月から日にちが過ぎましたけれども、あけましておめでとうでございます。今年も、農業委員会活動に対しましてよろしくお願い申し上げます。

また、12月、1月の初め、そして昨日と今年は暖かい天気が続いたと思えば、特段寒いということで南のほうでも雪が降ったり凍れたりということでございます。

そんな中で、ハウスがつぶれてそのままになっているところが何件か目に付きました。やはり、今年も異常気象なのかなというような心配もございます。

先般、共済のほうでちょっとお話があったんですけど、牛の飼料がすごく高騰しているということで、子牛のメスであれば5千円、オスであれば1千円ということで八雲の農家の方が嘆いておりました。子牛が1千円でしたらちょっと可哀そうだなと私自身そういう気持ちでございます。我々も、肥料が高くなるということで、今年は大変な年になると思います。厳しい情勢下でございますけれども、役職のついでで色々な情報がありましたら、極力、皆さんのほうから情報交換していただきたいと思っております。

先般、1月17日に女性農業委員の相談会がありまして、七飯町、函館市のほうから見学させていただきということで女性委員が来まして、その日は相談者もございまして盛況に終わったということで、事務方の配慮もあったということで成功に終わったのかなと喜んでおります。

これからも、皆さんからの色々なアドバイスがあれば、私の会長職としての最後の年でございます。色々意見等がございましたら事務方並びに私のほうで結構でございますので、こうしたほうがよかろう、こうしたほうがいいのではないかと案がございましたら、色々な御意見についてご配慮していただきたいと思っております。どうか、今年もよろしくお願い申し上げます。

本日は、報告2件、議案11件であります。この後も、色々行事もずっと日程が詰まっておりますのでスムーズに進めていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。

事務局長

それでは、委員の動向についてお知らせいたします。

13番佐々木勝利委員より欠席の届出、また、8番落合委員より遅参する旨の届出がありましたのでお知らせいたします。

北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願いたします。

議 長	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
日程第1 議 長	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号1番澤田亨委員、議席番号9番吉田勝幸委員の兩名を指名いたします。</p>
日程第2 議 長	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
日程第3 議 長	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1及び番号2を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、清水川会館より北側、長瀬橋より西側の農地でございます。番号2につきましては、しいき循環器内科医院より東側、障害者支援施設ふじの学園より北側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第4 議 長	<p>日程第4 報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を議</p>

	<p>題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 当該法人につきましては、令和2年1月に農業法人を設立し、同年3月、9月に文月地区において3名の方から農地を借り受け、これまで使用人1名が常時従事し醸造用ぶどうや大根などを栽培してきております。そして、昨年9月には本店所在地を函館市から北斗市に移してございまして、今後におきましては農業への従事人数及び日数を見直し適切な農地管理を行い生産量の増加を図ることとしております。また、将来的には地域資源を活用した食事や体験等を楽しむための農泊施設建設を考えてございまして、このたび農地所有適格法人の届け出があったものでございます。 なお、提出のありました法人設立届出書を確認しましたところ、農地所有適格法人としての要件は満たしてしております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(午後 1時15分 休憩)</p>
	<p>(午後 1時42分 再開)</p>
議 長	それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
議 長	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5 議 長	<p>日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号7までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以</p>

	<p>内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号2、番号3及び番号6の案件につきましては、この後の議案第6号（賃貸借の決定）において、また、番号7の案件につきましては議案第5号（所有権移転の決定）において、それぞれ御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
議 長	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第6 議 長	<p>日程第6 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
議 長	<p>（事務局：朗読）</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、添山会館より西側、北斗市火葬場より北東側の農地で、隣接する農地を耕作している方へ売買するものでございます。番号2につきましては、藤崎整形外科クリニックより西側の農地で、昭和58年10月より当該農地を耕作している兄へ贈与するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
議 長	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第7 議 長	<p>日程第7 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>（事務局：朗読）</p>

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、自身が理想とするワインを醸造するために気象データや地質を含めた条件面で北斗市が醸造用ぶどう栽培に一番適していることから平成23年より申請地周辺でぶどう栽培しておりますが、既存ワイナリーが手狭なことや、よりクオリティの高いワインを醸造するため、ワイナリー建設や資材置場・駐車場の整備について転用許可申請が出されたものでございます。番号2につきましては、申請地のすぐ北側にぶどう畑が広がっていること、また、自身が役員を務める会社のワイナリー建設予定地が隣地に位置することから、ぶどうの栽培管理やワインの品質管理を行ううえで利便性が高い当該地に農家住宅の建設について転用許可申請が出されたものでございます。</p> <p>なお、提出された関係書類で配置計画を確認いたしましたが、適正な転用面積となっているものと考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第8 議 長	<p>日程第8 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による農用地の買入の要請について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長 事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、白川コミュニティセンターより南側・北側の農地で、先月にあっせん申し出がありまして、土地所有者と担い手との調整を行いましたが、売買価格などの折り合いがつかなかったため、農地中間管理機構である北海道農業公社が実施する「農地保有合理化事業（農用地等売渡事業）」により利用調整するものでございます。</p> <p>農用地等売渡事業についてお話ししますが、農業経営基盤強化促進法第16条第1項では、農用地の所有者からあっせん等の申出の内容が所有権の移転に係るものであり、かつ利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しから見て効</p>

率的、かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため農地中間管理機構の買入れが特に必要であると認めるときは、農業委員会は市長に対し買入協議の通知を要請できるとされております。

また、同法第16条第2項では、要請を受けた市長は、基本構想の達成に資する見地からみて、要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を農用地の所有者に通知することとなっております。その通知を受けた所有者は、通知があった日から3週間が経過するまでは農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならないとされております。農用地を協議により買い入れた農地中間管理機構は、認定農業者へ5年以内の貸し付けを行います。なお、貸付期間満了後にはその農業者に売り渡されることとなります。

説明は、以上でございます。よろしく御審議願います。

議長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第9

議長

日程第9 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。

番号1から番号8までを一括上程いたします。

事務局に朗読させます。

(事務局：朗読)

議長

事務局長より説明があります。

事務局長

御説明いたします。

番号1につきましては、議案第1号（合意解約通知の成立状況の確認）がありました文月拓友会館より北側の農地でございます。令和2年4月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号2につきましては、北海道水田発祥の地碑より東側の農地でございます。平成30年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号3につきましては、中野会館より南側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号4につきましては、細入会館より北東側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号5につきましては、三好会館より北側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号6につきましては、有限会社新和運輸より西側の農地でございます。平成30年5月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号7につきましては、函館江差自動

	<p>車道北斗中央ICより東側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号8につきましては、第2給食センターより西側の農地でございまして、平成30年2月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
日程第10 議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第10 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号16までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、大野農業高校より南西側の農地でございまして高齢のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号2につきましては、先ほどの議案第1号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました第2給食センターより南側、渡島農業改良普及センターより北東側などの農地でございまして、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号3につきましては、白川第一会館より北東側の農地でございまして、高齢のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4につきましては、新函館北斗駅より東側の農地でございまして労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号5につきましては、議案第1号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました函館育ちライスターミナルより西側の農地でございまして、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号6につきましては、北海道新幹線渡島当別トンネルより東側及び北西側の農地でございまして、労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号7につきましては、函館江差自動車道北斗中央ICより北側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号8につきましては、議案第1号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました第1ムジナ橋より東側及び南西側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号9につきましては、稲里会館より東側の農地でございまして、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでござ</p>

	<p>います。</p> <p>なお、番号10から番号16までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、番号17につきましては私の案件でございますので、議長を澤田職務代理と交代いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
澤田職務代理	<p>次の番号17の案件につきましては、14番和田委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(和田委員 退席)</p>
澤田職務代理	<p>それでは、番号17を上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
澤田職務代理	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、細入会館より北側の農地でございますので労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
澤田職務代理	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
澤田職務代理	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(和田委員 復席)</p>
澤田職務代理	<p>和田会長と議長を交代いたします。</p> <p>(議長交代)</p>

<p>日程第 1 1 議 長</p>	<p>日程第 1 1 議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。 番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>（事務局：朗読）</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長より説明があります。 御説明いたします。 番号 1 につきましては、中野共同墓地より西側、さけますふ化場より北西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方と使用貸借するものでございます。番号 2 につきましては、高田屋畜産より南東側の農地で、引き続き 1 年の期間を設定し使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第 1 2 議 長</p>	<p>日程第 1 2 議案第 8 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p>
<p>議 長</p>	<p>（事務局：朗読）</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を指名することに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願いいたします。</p>
<p>日程第 1 3 議 長</p>	<p>日程第 1 3 議案第 9 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p>

	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号4番笠原勝幸委員、議席番号5番佐々木秀樹委員、議席番号10番佐々木敬子委員、議席番号13番佐々木勝利委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。
日程第14 議 長	日程第14 議案第10号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、令和元年10月に奈良県や大分県内のまちにおきまして農業委員会に関する不祥事が連続して発生したことから、同年12月に農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていただきたい旨の通知が北海道農業会議より出されまして、令和元年1月総会において法令遵守の申し合わせ決議案を提出し可決しております。 なお、その通知には次年度以降も同様の取り組みを行っていただきたいと依頼されていることから、今回改めて決議案を提出するものでございます。 委員の皆様には、これまでと同様に、公正・公平な職務の遂行に向けた綱紀の保持徹底をお願いするものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 8番落合委員。
落合委員	このコンプラに関しての違反事例というのはどんな内容だったのか、ちょっと教えてほしいんですが。
議 長	事務局長。
事務局長	落合委員の御質問にお答えいたします。 まず、 地区名 なんですが、施設建設工事につきまして、会長が正式な手続きを経ずに農地転用の許可を出しまして、その見返りとして現金数十万円を受け取った収賄容疑で逮捕されたということが

	<p>ありました。また、もう一つは「<u>地区名</u>」ですが、農地を転用開発しようと計画し、第3条申請し許可を得て転用の際に必要な県への申請を行わずに農地取得した会長、まちの関係者、不動産会社社長が逮捕されたという事例がございました。以上でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
落合委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第15 議 長	<p>日程第15 議案第11号「北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、先ほどの議案第3号（農地法第4条の規定による許可申請）の番号2において御審議いただきました文月拓友会館より北側の農地でございますが、農用地区域内の農地を住宅や駐車場など農業以外の目的で使用する場合には、当該地を農用地区域から除外しない限り農地転用ができないこととなっております。 変更内容としましては、当該地のすぐ北側にぶどう畑が広がっていること、また、自身が役員を務める会社のワイナリー建設予定地が隣地に位置しており、ぶどうの栽培管理やワインの品質管理を行ううえで、当該地に農家住宅を建設することで利便性が高まること、また、併せて提出された配置計画では適正な面積であり、除外することがやむを得ないと判断されております。 そして、市がこの農業振興地域整備計画を変更しようとするときは農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を聴かなければならないことから、併せて御提案するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 8番落合委員。</p>
落合委員	<p>今の議題になっている土地なんですけど、先ほど諮った同じ身内ですよ。その前に、議案第何号だったか、「<u>個人名</u>」から買った「<u>個人名</u>」の土地の隣地になっているんだけど、これ申請されているほかの土地というのは「<u>個人名</u>」の土地なんですか、まだ、残っているの。</p>

議 長	事務局長。
事務局長	<p>落合委員の御質問にお答えいたします。</p> <p>〔個人名〕につきましては、先ほどの議案の中でやりまして、この〔個人名〕と〔個人名〕につきましては先月総会で〔個人名〕と所有権移転の議案を審議していただいて許可を受けたということになっております。以上でございます。</p>
議 長	よろしいですか。
落合委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。
齊藤委員	3番齊藤委員。
齊藤委員	今の整備計画の変更なんですけども、転用のために申請だということだったんですけども、そうすると今2番のほうをやっているんですけども、1番のほうも転用申請のための整備計画の変更は必要ないんですか。
議 長	事務局長。
事務局長	<p>齊藤委員の御質問にお答えいたします。</p> <p>2番のほうにつきましては農家住宅の建設ということで、こちらにつきましては除外申請が必要となります。番号1につきましてはワイナリーということで、農業用施設、加工用施設に該当することから、農用地区域の除外をしなくてもいいという法律上の規定から今回挙がっていないということでございます。</p>
議 長	よろしいですか。
齊藤委員	はい、わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これもちまして、第11回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>御苦勞様でございました。</p> <p>(午後 2時45分 閉会)</p>

	<p>議長（会長） 和田勝雄</p> <p>署名委員 澤田 亨</p> <p>” 吉田勝幸</p>
--	---